

学校法人共済学院 役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人共済学院の役員及び評議員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 役員とは理事並びに監事をいう。

(報酬)

第3条 役員の報酬は、次のとおりとする。

- (1)理事 無給
- (2)監事 月額 50,000円

2 役員及び評議員に対する会議手当は、次のとおりとする。

- (1)理事及び監事 1回 20,000円
- (2)評議員 1回 10,000円

3 役員及び評議員が会議に出席した際の交通費は実費を支給する。

(報酬の支給日及び支払方法)

第4条 役員の報酬の支給日は、毎月25日とする。ただし、その日が休日又は土曜日にあたるときは、その日の前日とする。

- 2 役員及び評議員の報酬は、その全額を現金で直接役員及び評議員に支払うものとする。ただし、役員及び評議員からの申し出があった場合においては、役員及び評議員の指定する本人名義の預金口座への振込みの方法によって支払うことができる。
- 3 役員及び評議員の報酬は、法令に基づき、又は理事長が別に定めるものがあるときは、報酬の一部を控除して支払うことができる。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成21年11月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。